

鞍手町庁舎等建設推進本部設置要綱

(設置)

第1条 鞍手町庁舎等建設基本計画（以下「基本計画」という。）の策定及び推進にあたり全庁的に取り組むため、鞍手町庁舎等建設推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画の策定に関する事項
- (2) 基本計画の推進に関する事項
- (3) その他本部長が必要と認める事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、町長をもって充て、副本部長は副町長及び教育長をもって充てる。

3 本部員は、各課局長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

(本部会議)

第5条 本部の会議（以下「本部会議」という。）は、本部長が必要に応じて招集する。

(調整会議)

第6条 本部に調整会議を置く。

2 調整会議は、副町長、総務課長、政策推進課長、建設課長、その他副町長が必要に応じて指名する職員をもって構成し、所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本部会議の議事とする事項の調整に関すること。
- (2) その他本部会議の運営に必要な事項の調整に関すること。

(プロジェクト会議)

第7条 本部長は、必要に応じて、各種のプロジェクト会議を置くことができる。

2 プロジェクト会議は、本部長から付託された事項を調査研究し、調整会議へ報告する。

3 プロジェクト会議名、リーダー、サブリーダー及びメンバーは本部長が指名する。

4 プロジェクト会議は、リーダーが必要に応じて招集する。

5 リーダーはプロジェクト会議を総括し、サブリーダーはリーダーを補佐し、リーダーに事故あるときは、その職務を代行する。

(本部員以外の者の出席)

第8条 本部長が必要であると認めるときは、本部会議、調整会議及びプロジェクト会議の会議に本部員以外の者（職員以外の者を含む。）の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 本部の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月17日から施行する。